

宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）管理運営業務仕様書

1 趣旨

宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）の指定管理業務については、協定書に定めるもののほか、具体的な業務の内容、業務従事者の要件及び指定管理者が設置する機器については、この仕様書の定めるところによる。

2 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う管理運営業務の範囲は、次のとおり。

- （１）民間非営利活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- （２）民間非営利活動に係る相談及び研修に関すること。
- （３）民間非営利活動に係る調査及び研究に関すること。
- （４）民間非営利活動を行う者に対する施設又は設備の提供に関すること。
- （５）民間非営利活動を行う者、県民、企業及び県相互の連携及び交流の推進に関すること。
- （６）その他、施設の設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務。

3 業務の内容

上記２「指定管理者が行う業務の範囲」として掲げた項目ごとの具体的な業務の細目及びその仕様は、次のとおり。

なお、細目ごとの仕様について、業務の回数等を掲げたものは、指定管理者が必ず実施しなければならない基準であり、指定管理者は、募集要項Ⅰの第２に掲げる宮城県民間非営利活動プラザの設置目的及び施設管理運営の基本方針を踏まえ、この基準以上の業務を企画し、申請書にて提案すること。

- （１）民間非営利活動に係る情報の収集及び提供に関すること

ア 交流サロンの運営

イ インターネット情報サイト（みやぎNPO情報ネット）運用業務等

（別記「みやぎNPO情報ネット運用業務仕様書」のとおり）

ウ みやぎNPOプラザの情報誌編集・発行業務等

エ 特定非営利活動促進法に規定する縦覧及び閲覧に関する業務

- ・特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第１０条第２項、第２５条第５項及び第３０条に規定する縦覧及び閲覧（書類の整理を含む。）に関する業務を行うこと。

オ 複合施設開館準備

- ・宮城県立劇場（県立劇場・みやぎNPOプラザ複合施設）の開館に向けた広報活動及び連絡調整の業務を行うこと。

(2) 民間非営利活動に係る相談及び研修に関すること

ア 民間非営利活動の促進・団体の育成等に関する相談業務

- (ア) NPOの運営一般に関する相談会を週1回以上実施すること。
- (イ) NPOの税務、会計等に関する相談会を年6回以上実施すること。

イ 民間非営利活動の促進・団体の育成等に関する研修業務

- (ア) NPOの運営一般に関する研修を年6回以上開催すること。
- (イ) NPOの税務、会計等に関する研修を年6回以上開催すること。

ウ 民間非営利活動に関する行政職員の理解促進等事業

- ・みやぎNPOプラザ等で年1回以上開催すること。

エ 県内の市町村、NPO支援施設及び中間支援組織（以下「NPO支援施設等」という。）の人材育成業務

- (ア) NPO支援施設等の人材育成を目的とした研修を年1回以上開催すること。
- (イ) その他NPO支援施設等からのNPOの活動支援施策に関する相談に対応すること。

(3) 民間非営利活動に係る調査及び研究に関すること

- ・指定管理期間中に1回以上実施し、その成果を公表すること。

(4) 民間非営利活動を行う者に対する施設又は設備の提供に関すること

- ・事務室大・中・小（全10室）、展示室大・小（全3室）、レストラン（1室）、研修室及び会議室等（全4室）、ロッカー大・小、情報回線、拡声装置、視聴覚設備の使用許可等に関する業務を行うこと。レストランの使用に関しては、後述「6 レストランに関する特記事項」を遵守すること。

(5) 民間非営利活動を行う者、県民、企業及び県相互の連携及び交流の推進に関すること

- ・県内NPO団体、県民、企業等の多様な主体による協働を推進するための情報収集及び交流イベント等の企画・運営に関する業務を行うこと。
- ・交流イベント等を年1回以上開催すること。

(6) その他、施設の設置目的を達成するために知事が必要と認める業務

ア 県民のNPO活動参加の促進

- ・NPO活動の担い手を育成する事業を行うこと。
- ・ボランティア希望者と民間非営利活動団体のコーディネート等の業務を行うこと。

イ みやぎNPOプラザ運営評議会の運営

- ・宮城県民間非営利活動プラザの管理運営に関し必要な事項を協議するため、指定管理者、学識経験者、当該施設入居団体代表者、NPO中間支援組織関係者及び県関係者を構成員とする「みやぎNPO運営評議会」を設置し、年2回以上開催すること。

4 業務従事者の要件

業務従事者については、施設の効用を最大限に発揮するために、次の要件を満たすこと。

(1) 総則

ア 業務従事者は、当該施設を管理する当事者としての自覚のもと、業務の遂行及び利用者への親切・丁寧な対応に努め、また、当施設の設置目的を理解し、それにふさわしい識見と態度で業務に臨むよう努めること。

イ 業務従事者は、利用者に対して適切な援助・指導を行うとともに、地震や火災時に適切な対応ができる体制を整備するとともに、常に安全管理に努め、事故防止を図ること。

ウ 業務従事者は、各業務を兼務することができるが、窓口業務に当たる従事者は3人以上配置し、窓口には常に職員がいる状態とすること。

(2) 従事者

ア 館長（1人）

当該施設の代表者として、人格高潔で、識見を有するとともに、経営能力を具備している者とする。また、施設全体の総括責任者となり、宮城県との窓口となる者とする。

イ 運營業務主任（2人）

施設の総括責任者を補佐し、施設全体の管理運営に当たること。

ウ 運營業務員（4人以上）

適時適切な人員を配置し、すべての業務において支障なく対応できるようにすること。

みやぎNPO情報ネットの管理・更新業務を行う業務員で、インターネットの作成、パソコン等の操作・点検等ができる能力を有する者を配置すること。

(3) 業務の委託

保守点検業務については、県の承諾がある場合は、外部への委託を可能とする。

5 指定管理者が設置する機器

指定管理者は、専ら来館者の利用に供する機器として、次の（1）及び（2）に掲げる機器を設置し、この設置、維持管理及び修繕に要する費用については、指定管理者が負担することとする。

なお、指定管理者が次の（1）及び（2）記載の機器を購入する場合には、募集要項Ⅰの第13の1に記載のとおり、当該機器を宮城県の備品として取り扱うこととする。また、別紙2「備品一覧」に掲載されている以外の機器で業務において必要が生じた場合は、指定管理者が設置し、その際に要する費用は、指定管理者が負担すること。

(1) 作業室

- ・複写機 1台 機能：モノクロ及びカラーコピーができるもの
- ・印刷機 1台

(2) 交流サロン

- ・パソコン 2台 機能等：表計算ソフト及びワープロソフトがインストールしてあるもの。USBメモリー等へデータの書き込み及び読み込みができるもの。また、インターネットに接続するものとし、インターネットへの接続に要する費用は指定管理者が負担する。
- ・モノクロレーザープリンター（上記パソコン2台に接続） 1台

6 レストランに関する特記事項

設備・備品等で県が設置しているもの以外に必要なものがある場合には、指定管理者又は使用許可を受けた者の負担で用意し、事前に県の承認を受けること。

みやぎNPO情報ネット運用業務仕様書

1 総則

- (1) NPOのための情報を総合的に提供するウェブサイト「みやぎNPO情報ネット」(<https://www.miyagi-npo.gr.jp/>)（以下「情報ネット」という。）の運用業務を行う。
- (2) NPO活動に関する情報の収集・発信のプラットフォームとして最適な利用環境を維持、確保する。
- (3) 指定管理者が持つノウハウとネットワークを活かして、新鮮な情報を収集、発信するものとする。
- (4) 常にNPOのニーズを把握し、定期的にコンテンツの見直しを行うものとする。

2 業務内容

- (1) 会員管理及びコンテンツ管理
 - ア 情報ネットの利用者に関する会員登録及び退会等の管理を行うこと。
 - イ 情報ネットに投稿された記事の内容確認、修正及び削除等の管理を行うこと。
- (2) 利用者への操作方法の説明、サポート
 - ア 情報ネットに関する操作方法について、利用者への説明、サポートを行うこと。
 - イ その他、利用者からの問い合わせに随時対応すること。
- (3) 情報収集・NPO等のニーズの把握
 - ア 指定管理者としてのノウハウやネットワークを活かし、情報ネットのコンテンツの新規情報を収集すること。
 - イ 取材やイベントの参加をとおして、NPOや市民のニーズを把握すること。
 - ウ その他電子メール、電話、FAXで随時要望等を受け、ニーズを把握すること。
- (4) 情報発信・コンテンツの充実
 - ア 収集した情報は、コンテンツの形式に加工し、情報ネットに掲載する。
 - イ 把握した情報ニーズや指定管理者のアイデアにより、定期的にコンテンツを見直し、情報ネットの充実を図る。
- (5) 情報ネットのPR
 - ア 指定管理者の媒体等を利用して情報ネットをPRするとともに、情報募集の告知等を行う。
 - イ プラザ内の掲示板等を利用して、情報募集の告知等を行う。
- (6) その他
 - ア 問い合わせフォームに入力された内容は、指定管理者が管理するものとする。
 - イ 収集した情報等の取扱いは、指定管理者の判断において処理するものとする。
 - ウ 会員情報は月毎に整理し、個人情報の流失防止を徹底する。
 - エ アクセス状況を把握する。
 - オ 情報ネットの画像は、他に転用しないものとする。ただし、権利を有する者の許可があった場合はこの限りでない。
 - カ プラザに関わる多くのNPOと連携・協力して円滑な業務ができるよう努めるものとする。

3 機器の設置等

情報ネットの運用に必要な機器の設置及び維持管理に要する費用については、指定管理者が負担することとする。

4 指定管理者の交代に伴う引継ぎ等

- (1) 指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、次期指定管理者に情報ネットに掲載したデータの引き継ぎを行うものとする。
- (2) 情報ネットに掲載したデータは宮城県に帰属するものとする。

5 その他

この仕様書は「みやぎNPO情報ネット運用業務」の大要を示すものであるから、業務の状況に応じ、軽微な部分は本書に記載のない事項でも、指定管理者の裁量をもって実施するものとする。